

議案第62号

協定項目10 地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年7月29日提出

富山地域合併協議会
会長 森 雅 志

地方税の取扱いについて（変更）

地方税（事業所税及び都市計画税）の取扱いについて、別紙の通り調整する。

項目	現況							調整方針
	富山市	大沢野町	大山市	八尾町	婦中町	山田村	細入村	
事業所税	資産割 税率1㎡当たり600円 免税点事業床面積合計 1,000㎡以下 従業者割 税率 従業者給与総額 の0.25% 免税点事業所従業者数 100人以下	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおり課税 する。ただし、現 在課税されていな い16町村の区域につ いては、平成22年 度までは、7分の1 ずつ段階的に課税 する。
都市計画税 税率 納期	税率0.3% 市街化区域 67.78km ² 4期 (4月、7月、12月、2月)	該当なし	該当なし	該当なし	課税していない 市街化区域 4.53km ²	該当なし	該当なし	平成18年度から 0.25%とする。た だし、婦中町の市 街化区域について は、平成22年度ま で課税しない。 4月、7月、12 月、2月とする。

(参考:第11回協議会で承認された調整方針)

項目	現況							調整方針
	富山市	大沢野町	大山市	八尾町	婦中町	山田村	細入村	
事業所税	資産割 税率1㎡当たり600円 免税点事業床面積合計 1,000㎡以下 従業者割 税率 従業者給与総額 の0.25% 免税点事業所従業者数 100人以下	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおり課税 する。ただし、現 在課税されていな い16町村の区域につ いては、平成21年 度までは、6分の1 ずつ段階的に課税 する。
都市計画税 税率 納期	税率0.3% 市街化区域 67.78km ² 4期 (4月、7月、12月、2月)	該当なし	該当なし	該当なし	課税していない 市街化区域 4.53km ²	該当なし	該当なし	平成18年度から 0.25%とする。た だし、婦中町の市 街化区域について は、平成21年度ま で課税しない。 4月、7月、12 月、2月とする。